

**プロスポーツ選手の現役引退後のセカンドキャリア形成の支援を目的とした特別奨学金制度をご用意しています。**

### 【奨学金概要】

#### 受給資格

以下の①、②に定める要件を全て満たすこととします。

①グロービス経営大学院大学に入学すること。

②スポーツ選手のうち、個人事業主として以下の報酬を主たる収入源として生計を営んでいると本学が認めること。

ただし、監督及びコーチ等の選手を指導する者は含みません。

－スポーツ選手として特定の企業又は団体との間で締結する選手契約、スポンサー契約及びそれらに付随する契約（広告出演契約及びアドバイザー契約等）に基づく報酬

－スポーツ選手として参加した競技会の賞金

※上記②に定めるスポーツとは、個人/団体問わず、一定の規則に則り、その身体的な技術を以って競技会等において競争し勝敗を決める身体運動競技（格闘技及び公営競技を含む。）を指します。

※本科入学の時点で専門実践教育訓練給付金の受給資格を有する方は対象外とします。

※再入学生は対象外とします。

#### 奨学金給付額

- 本科入学金の30%
- 標準修業年限受講料の30%
- 長期履修受講料の30%

#### 応募方法

本科生出願時に、本学ウェブサイト上の出願システム内の左メニューより「奨学金」をクリックし、「応募する（プロスポーツ選手・セカンドキャリア支援MBA奨学金）」を選択してください。

### 選考方法

入学試験出願時に提出された応募書類（契約書、ウェブサイトやパンフレット等のプロスポーツ選手であることの立証資料）、収入申告の審査を実施し、入学時にも再度支給要件を確認したうえで、奨学生を決定します。

### 選考結果通知

本科生入学試験合否発表時に、応募者全員に出願システムから通知します。

### 奨学金の給付

- 本科入学金および受講料請求の際に給付額を差し引いた額を請求することで給付します。  
また、受講料を分割で納付する場合、奨学金も均等に分割します。
- 単科受講などにより、入学前に修得した単位のうち、本学の課程における修得単位として認められた科目分の受講料に対して給付された奨学金がある場合、標準修業年限受講料に対して給付される奨学金の総額が「奨学金給付額」に定めた給付額になるように調整します。

### 奨学金の受給資格喪失、休止および中止、停止

- 退学あるいは除籍となった場合は、受給資格を失います。
- 在学期間休学が許可されたことにより受講料の納付が猶予された場合には、その期間は奨学金の給付も休止します。  
なお、復学後は、受講料の納付再開と同時に奨学金の給付も再開します。
- その他の事由により、奨学生が長期にわたって学業の継続が不可能であると本学が判断したときは、奨学金の給付を休止します。
- 退学した場合、または奨学生として不適当と認められた場合は、奨学金の給付を中止します。

以上